

お知らせ なんたん



第82号(3の2)平成21年6月12日発行

平成21年度固定資産税について

平成18年度に地方税法が改正され、土地の固定資産税については、負担水準の均衡化が進められており、この制度は平成21年度から23年度まで引き続き継続されることになりました。具体的には、土地の評価額（「固定資産評価基準」に基づいて評価された価格）に比べてこれまでの負担水準が低い土地は、次の『負担調整措置』により計算した課税標準額（税金を計算する基礎となる額）を前年度の課税標準額に加える方式となります。なお、農地にかかる負担調整措置の変更はありません。ただし、合併後新たに市街化区域に編入された農地は、三大都市圏の特定市の市街化区域農地（特定市街化区域農地）となることから、宅地並み評価・宅地並み課税となります。

●『負担調整措置』

土地の税負担については、一定の負担水準（住宅用地は80%、住宅用地以外は70%）を上回る土地は引き下げや据え置きとなりますが、この負担水準を下回る土地は税負担を上昇させ、負担水準の均衡化を促進する措置が講じられています。

| 住宅用地 | | 住宅用地以外（商業地など） | |
|---------|--|---------------|--|
| 負担水準 | 課税標準額の求め方 | 負担水準 | 課税標準額の求め方 |
| 100%超 | 「評価額×住宅用地特例率」まで下がります。 | 70%超 | 「評価額」の70%まで下がります。 |
| 80～100% | 「前年度分の課税標準額」を据え置きます。 | 60～70% | 「前年度分の課税標準額」を据え置きます。 |
| 80%未満 | 「前年度分の課税標準額」に「評価額×住宅用地特例率×5%」を加えた額となります。ただし、当該額が「評価額×住宅用地特例率」の80%を上回る場合には80%相当額となり、20%を下回る場合には20%相当額となります。 | 60%未満 | 「前年度分の課税標準額」に「評価額×5%」を加えた額となります。ただし、当該額が「評価額」の60%を上回る場合には60%相当額となり、20%を下回る場合には20%相当額となります。 |

(注)「前年度分の課税標準額」…前年に地目・用途変更などの異動があった場合は、前年度分の課税標準額についても、すでに異動があったものとして算定した額となります。

※平成21年度課税標準額の算定例

- 住宅用地で負担水準が80%未満の場合
平成21年度課税標準額＝平成20年度課税標準額＋「評価額×住宅用地特例率×5%」
- 住宅用地以外（商業地等）で負担水準が60%未満の場合
平成21年度課税標準額＝平成20年度課税標準額＋「評価額×5%」

※負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達しているかを示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成20年度課税標準額}}{\text{平成21年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率})} \times 100\%$$

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL (0771) 68-0004
各支所 地域総務課 TEL 八木 (0771) 68-0020
日吉 (0771) 68-0030 美山 (0771) 68-0040

10月から住民税の年金からの引き落としが始まります

10月から住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみで、給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくこととなります。なお、特別徴収制度の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度によって新たな税負担が生じるものではありません。

- 対象者 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方
- 特別徴収対象税額 公的年金所得に係る所得割額および均等割額
- 対象となる年金 老齢基礎年金など

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL (0771) 68-0004

「お知らせなんたん第81号」掲載内容のお詫びと訂正

5月22日発行の「お知らせなんたん第81号」の掲載内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びし、訂正させていただきます。

- 3の3表面、「6月1日は人権擁護委員の日です」(誤) 藤井日出男 ⇒ (正) 藤井日出夫

◇問合せ先 情報推進課 広報広聴係 TEL (0771) 68-0019

市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに完納されない場合は督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期内納付をお願いします。なお、長期の滞納は、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤務先などを調査し、差押処分(滞納処分)をしますので、未納がある方は至急市役所本庁、各支所または金融機関窓口などで納付してください。

●平成21年度納期限一覧表

| 期別 | 軽自動車税 | 市府民税(普通徴収) | |
|------|----------|---------------------------|------------------|
| | | 固定資産税・都市計画税 | 後期高齢者医療保険料(普通徴収) |
| 全期 | 4月30日(木) | 国民健康保険税(普通徴収) | 介護保険料(普通徴収) |
| 第1期 | | 6月30日(火) | 7月31日(金) |
| 第2期 | | 7月31日(金) | 8月31日(月) |
| 第3期 | | 8月31日(月) | 9月30日(水) |
| 第4期 | | 9月30日(水) | 11月2日(月) |
| 第5期 | | 11月2日(月) | 11月30日(月) |
| 第6期 | | 11月30日(月) | 平成22年1月4日(月) |
| 第7期 | | 上記のうち介護保険料以外 12月28日(月) | 平成22年2月1日(月) |
| 第8期 | | 介護保険料 平成22年1月4日(月) | 平成22年2月1日(月) |
| 第9期 | | 平成22年2月1日(月) | 平成22年3月1日(月) |
| 第10期 | | 平成22年3月1日(月) | 平成22年3月31日(水) |
| | | 平成22年3月31日(水) | |

※口座振替納付をご利用いただいている方は、上記納期限日に振り替えします。また、納期限日に振り替えできなかった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税は、翌月の13日に再振替を実施します。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

●督促手数料および延滞金 納期限までに完納されない場合は、督促状を送付することになり、督促状1通につき手数料100円がかかります。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただきます。

●滞納処分 督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押などの滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

市税などの納付には、便利な口座振替を!

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁、各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振替の開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れますと、振替できない場合がありますのでご注意ください。

- 取扱金融機関等 ・京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫
・京都農業協同組合・りそな銀行・ゆうちょ銀行

※軽自動車税を除く市税などは、口座振替納付済通知書を発行しませんので、ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先 【市税各種】 税務課 TEL (0771) 68-0009
【国民健康保険税】 国保医療課 TEL (0771) 68-0011
【介護保険料】 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006
【後期高齢者医療保険料】 国保医療課 TEL (0771) 68-0011

平成21年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験(高校卒業程度)

人事院では、下記のとおり平成21年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験を実施します。

- 受験資格 昭和63年4月2日～平成4年4月1日生まれの方
 - 申込受付 6月23日(火)～30日(火)
 - 試験日 第1次試験 9月6日(日)
 - 試験地 第1次試験 京都市、福知山市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市など
- ※採用情報は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) にも掲載しています。

◇問合せ先 大阪国税局人事第二課試験係 TEL 06-6941-5331
園部税務署総務課 TEL (0771) 62-0340